

平成21年6月までの内閣一元管理等に係る法的措置等
に向けた検討項目について（素案）

I 内閣一元管理等について

1. 内閣一元管理の具体的枠組み

- ・ 幹部職員及び管理職員の範囲
- ・ 幹部職員及び管理職員の定数の設定等
- ・ 幹部職員の任免（適格性審査、幹部候補者名簿、任免協議等）
- ・ 管理職員の任免（選考基準の作成及び運用管理、府省横断的配置換に係る調整等）
- ・ 幹部候補育成課程（統一的基準の作成及び運用管理、府省横断的配置換に係る調整、研修等）
- ・ 一般職員の府省横断的配置換に係る指針の作成
- ・ 幹部職員、管理職員及び幹部候補育成課程対象者の人事情報管理
- ・ 公募（公募に付する幹部職員及び管理職員の職の数の目標設定等）
- ・ 官民人材交流の推進

2. 内閣人事局（仮称）の機能・組織編成等

- ・ 機能の具体的あり方
- ・ 他の行政機関から移管する機能
- ・ 今回移管対象とならない関係行政機関の機能についての方針（労働基本権の検討を含む国家公務員制度全般の検討に併せた検討）

- ・ 組織編成等（組織、人事）

3. 内閣一元管理とあわせて取扱い及びその内容を検討すべき事項

- ・ 政官接触ルール
- ・ 国家戦略スタッフ、政務スタッフ
- ・ 幹部職員の任用の弾力化等

II その他の改革について

採用試験、幹部職員・管理職員の新たな制度（任用・給与の弾力化等）、官民人材交流制度の改革、能力・実績に応じた処遇の徹底、定年まで勤務できる環境の整備、定年延長、自律的労使関係制度等に係る今後の検討方針・スケジュール等